

2022年3月31日 全12頁

金融所得課税を含む 所得税の垂直的公平性の国際比較

「1億円の壁」は米英独にも共通して確認できる現象

金融調査部 主任研究員 是枝 俊悟
研究員 齋藤 航
研究員 渡辺 泰正

[要約]

- 本レポートでは、自由民主党・公明党の「令和4年度税制改正大綱」で掲げられた論点を踏まえ、金融所得課税を含む所得税の累進構造につき、税務統計をもとに可能な限り尺度を合わせて日米英独の4カ国を比較し、税負担の垂直的公平性の観点から日本の金融所得課税のあり方の妥当性につき検討した。
- 日米英独の4カ国のいずれも、下位から99.9%程度までの範囲では所得が多い者ほど税負担率が上昇するが、上位0.1%程度に限っては所得が多い者ほどかえって税負担率が低下する現象（日本でいう「1億円の壁」に相当する現象）が生じている。これは、いずれの国でも、高所得者ほど所得に占める金融所得の割合が高くなる傾向があり、かつ、金融所得の税率を通常の所得の税率より低く設定しているからである。
- 国内の所得格差が同程度の日英独を比較すると、上位0.1%程度の者（税負担率が低下している者）が負担している所得税額の国全体の所得税額に対するシェアは同程度だ。所得上位0.1%程度から税負担率が下がり始める現象は日英独で同程度存在し、日本だけが突出しているわけではない。英独との相対比較からは、日本の金融所得課税のあり方が税負担の垂直的公平性に大きな問題を及ぼしているわけではないことが分かる。

【目次】

1. 「令和4年度税制改正大綱」で掲げられた論点等	2 ページ
2. 高所得者の税負担率の国際比較	5 ページ
3. 高所得者の所得シェアと税額シェアの国際比較	8 ページ
おわりに	11 ページ

1. 「令和 4 年度税制改正大綱」で掲げられた論点等

「令和 4 年度税制改正大綱」までの経緯

岸田首相は、首相就任前の 2021 年の自由民主党総裁選の際に、金融所得課税の見直しの必要性を主張していた。具体的には、「日本人の所得階層と課税率をみると、一億円を境にして、所得に対する実効税率が下がるという現象」¹を「1 億円の壁」²と呼び、税制の見直しによりその壁を「打破」³するとしていた。首相就任後、金融所得課税の見直しは「選択肢を並べたうちの一つ」⁴であり、「当面は触ることは考えていない」⁵としつつも、「政府や与党の税制調査会の場」⁶での議論を指示し、検討が進められている。

2021 年 12 月 10 日に決定された自由民主党・公明党の「令和 4 年度税制改正大綱」では次のように記載された。

図表 1 与党税制改正大綱における金融所得課税にかかる記載の変化

令和 3 年度税制改正大綱（菅政権時）	令和 4 年度税制改正大綱（岸田政権）
<p>なお、金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援する制度の普及状況や所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。</p>	<p>なお、<u>高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。</u>その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。</p>

(注) 記載内容が大きく変わった箇所の下線を引いている。下線は筆者によるもの。

(出所) 自由民主党・公明党「令和 3 年度税制改正大綱」・「令和 4 年度税制改正大綱」をもとに大和総研作成

与党においては、従前より所得税の垂直的公平性（税の負担能力が多い者ほどより多く税を負担するのが公平であるとの考え方）の観点⁷から金融所得に対する課税のあり方について検討が行われている。

もともと、岸田政権発足後の「令和 4 年度税制改正大綱」を菅政権時の「令和 3 年度税制改正大綱」と比較すると、「高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況」を「是正」するとしており、検討の方向性がより明確になった。

¹ 岸田文雄『岸田ビジョン 分断から協調へ』（講談社、2020 年 9 月）

² 岸田文雄「岸田文雄 政策集」（岸田文雄総裁選特設サイト、2021 年 9 月公表）

³ 脚注 2 に同じ。

⁴ 2021 年 10 月 10 日付時事通信社配信記事

⁵ 2021 年 10 月 10 日付日経電子版記事

⁶ 2021 年 10 月 12 日付朝日新聞朝刊 2 面

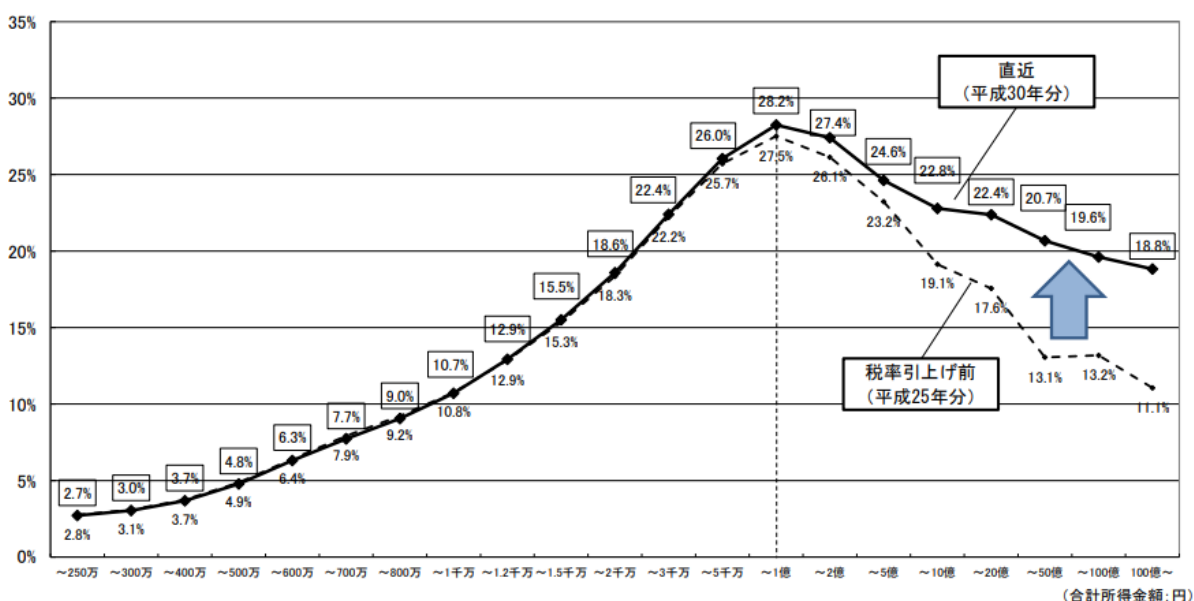
⁷ 税の公平性の考え方の主なものとして、他に「水平的公平性」（同額の所得や同等の負担能力がある者同士は同等の税を負担するのが公平であるとの考え方）がある。

「1億円の壁」とは

日本において、所得階級別の所得税負担率の累進構造が議論される際にしばしば用いられるのが、図表2に掲げる財務省作成の「申告納税者の所得税負担率」グラフである。

図表2 「申告納税者の所得税負担率」グラフ（財務省作成）

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



（備考）各年分の国税庁「申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

（注）所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

（出所）財務省「説明資料〔老後に係る税制のあり方〕」（令和2年10月22日（木）、第3回税制調査会資料）

日本において、高所得者ほど所得に占める金融所得の割合が高いこと、金融所得の多くが分離課税であることが高所得者層での所得税の負担率の低下要因の一つとなっており、所得税の負担率が下がり始める境目はおよそ年間所得1億円となっている⁸。つまり、「1億円の壁」が存在することは確かに客観的な事実といえる。

ただし、「1億円の壁」が解消されなければならないほど不公平なものかという不公平の程度の検証や、仮に解消すべきだとしてもそれが可能なものであるか、また解消するためには具体的にどうすればよいのかという方法論の検討は別に行う必要がある。

後述するように、所得が一定水準を超えるとかえって所得税の負担率が下がる現象は日本特

⁸ なお、日本においては、所得1億円超の納税者のうち株式譲渡所得を得た者よりも不動産譲渡所得を得た者の方が人数が多く、同じく分離課税が適用される不動産譲渡所得も金融所得とともに「1億円の壁」の要因となっている事実を確認できるが、不動産譲渡所得課税が問題であるとの声はあまり聞かれない。

有の現象ではなく、主要国で広く確認できる。

また、「申告納税者の所得税負担率」のグラフは、確定申告を行っていない者が含まれていなかったり、横軸の所得金額の目盛の取り方に恣意性があったりするとの指摘もある⁹。金融所得を含む所得税の垂直的公平性を論じる際には、できる限り全ての納税者の全ての所得をテーブルに載せ、客観的な尺度を用いて検討することが望ましい。

金融所得課税による現状の税収の推計

日本では「個人の金融所得の総額」あるいは「個人の金融所得課税による総税収」に関する確固たる政府統計は公表されていない。政府統計は国税と地方税（国税でもさらに所得税と法人税）、源泉徴収と確定申告でそれぞれ分断された形で公表されており、ものによっては個人分と法人分が混在して分かりにくい。このためか、しばしば個人の金融所得課税に関して、誤解に基づいて税収への過大な期待が寄せられることがある¹⁰。

大和総研にて、現行税制が適用され¹¹統計が取得可能な2016年から2019年について、現状の「個人の金融所得の総額」等を推計したものが次の図表3である。

図表3 個人の金融所得の総額等の推計（大和総研推計）

(単位:億円)		2016年	2017	2018	2019	4年平均
①	株式等の譲渡所得	35,665	58,616	46,977	44,176	46,358
1a	うち上場株式等の譲渡所得	19,239	41,482	29,118	25,654	28,873
1aα	うち源泉徴収あり口座分	14,129	34,324	21,566	17,945	21,991
1aβ	うち源泉徴収なし口座分	5,109	7,158	7,551	7,710	6,882
1b	うち一般株式等の譲渡所得	16,426	17,134	17,860	18,522	17,485
②	上場株式等の配当所得・利子所得	24,492	34,743	27,591	32,112	29,734
2a	うち20%税率適用分	21,974	31,637	25,018	29,296	26,981
2aα	うち申告不要分	21,139	30,174	23,766	27,947	25,756
2aβ	うち申告分離課税分	835	1,463	1,252	1,349	1,225
2b	うち総合課税適用分	2,518	3,106	2,573	2,816	2,753
③	一般株式等の配当所得	6,918	8,286	9,594	8,958	8,439
④	預貯金・一般株式等の利子所得	9,147	12,069	11,372	6,280	9,717
⑤	先物取引の雑所得	917	750	770	620	764
A	金融所得総計(=①+②+③+④+⑤)	77,138	114,464	96,304	92,146	95,013
B	20%税率適用金融所得の計(=①+2a+④+⑤)	67,703	103,072	84,137	80,372	83,821
C	20%税率適用金融所得分の税額(=B×20%)	13,541	20,614	16,827	16,074	16,764

(注) 株式等には債券や投信を含む。株式等のうち上場または公募等のものが上場株式等、株式等のうち非上場かつ私募等のものが一般株式等。上場株式でも総合課税の対象となる大口株主の保有分配当はこの表では一般株式等の配当所得として扱った。国税と地方税の課税方式は同じであると仮定し推計。

(出所) 国税庁「統計年報」、総務省「市町村税課税状況等の調」「道府県税の課税状況等に関する調」をもとに大和総研推計

⁹ 例えば、2021年11月5日付日本経済新聞夕刊5面など。

¹⁰ 例えば、小黒一正・キャノングローバル研究所主任研究員は「2019年度の金融所得課税の税収のうち、株式等の配当分は約5兆円、株式譲渡益分は約0.7兆円。金融所得課税の税率を10%引き上げれば約3兆円税収増となり、再分配に利用できるはずだ。」(『週刊ダイヤモンド』、2021年11月13日号、p.22)と主張している。これは、株式等の配当分の税収として(後に法人税額の控除や還付が行われることとなるため実際の税収にはならない)法人投資家の保有分を含めた過大な推計である。

¹¹ 2016年に公社債等が金融所得一体課税の対象となる大きな制度改正が行われた。

現状の個人の年間の金融所得は9兆5,013億円（4年平均、以後同じ）で、うち88%の8兆3,821億円につき税率20%の分離課税が適用されている。20%税率適用金融所得分の税額は年1兆6,764億円となっている。

仮に分離課税分の税率を5%pt引き上げた場合の増収見込み額は、市場や取引行動への影響を考慮しない単純計算で4,191億円（＝8兆3,821億円×5%）、同10%pt引き上げの場合は8,382億円となる。実際には税率を引き上げると市場や取引行動にマイナスの影響が考えられる¹²ため、これらは税率引き上げによって生じ得る税収の上限値と考えるべきだろう。

2. 高所得者の税負担率の国際比較

比較の前提等

大和総研では、金融所得を含む個人の所得別の税負担率につき、日米英独の4カ国¹³において各国の税務統計¹⁴をもとに推計し、垂直的公平性の程度につき検討を行った。

その際、各国の納税者につきどの程度高所得であるかを金額（日本円換算で何円以上）で区切ると、各国の所得の水準、所得のうち税務上の所得として捕捉されるものの割合、課税単位の違い（日英は原則個人、米独は原則世帯）などの影響を大きく受ける。このため、本レポートでは、これらの影響を受けにくい共通の尺度として税務申告者のうちの「所得による分位点（所得上位から何%の者であるか）¹⁵」を用いた。税務申告者を分母とするので、各国とも扶養親族等となっている者は分母から除かれている。データは各国とも所得階級別の所得および税額の統計が得られる最新年（日米は2019年、英独は2017年）のものを用いた。

米英独は原則として納税者全員に税務申告の必要があり、金融所得も原則として税務申告の対象となるのに対し、日本では給与所得者には年末調整が行われ原則として確定申告の必要がなく、かつ、金融所得も大半が源泉徴収のみで完結させることができる。そこで、日本については、年末調整のみで税務申告を行っていない給与所得者の金融所得を推計し、税務申告者の数値と合算している¹⁶。

¹² 米国の実証研究によると、キャピタルゲインの税率引き上げによる投資行動等の変化も織り込んだ増収額は、これを加味しない単純計算の3%～74%になるとしている。(Congressional Research Service “Capital Gains Tax Options: Behavioral Responses and Revenues” Updated May 20, 2020)

¹³ フランスについては、(筆者の調べでは) 所得階級別の所得・税額の税務統計が十分に得られなかった。

¹⁴ 使用した税務統計は次の通り。日本：国税庁「申告所得税標本調査」・「民間給与実態統計調査」、米国：IRS “SOI Tax Stats - Individual Income Tax Returns Complete Report (Publication 1304)”、英国：HM Revenue & Customs “Income Tax statistics and distributions”、ドイツ：Statistisches Bundesamt “Finanzen und Steuern Lohn- und Einkommensteuer”

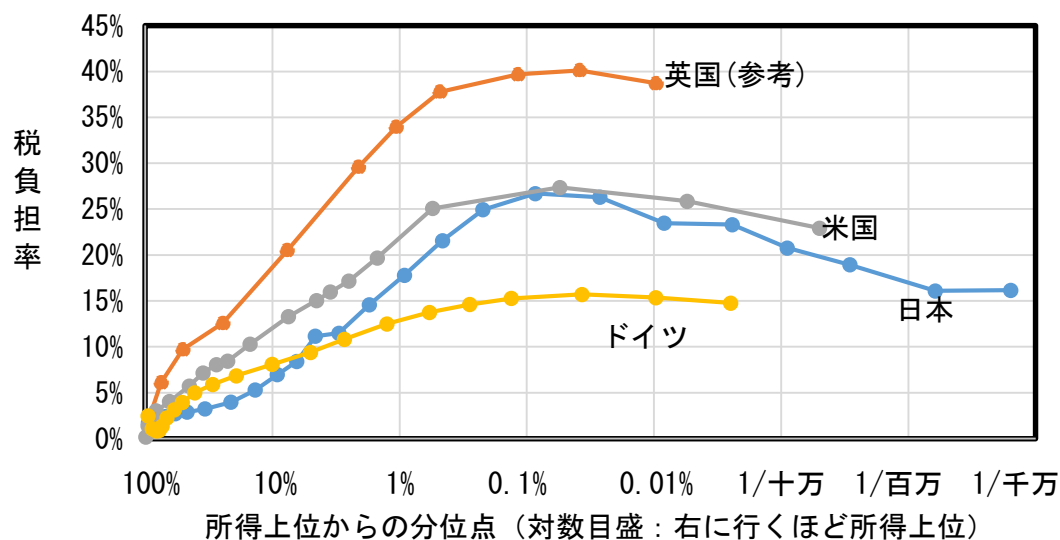
¹⁵ 分位点は下位からの割合（下位から何%であるか）で用いることが多いが、本レポートでは特にごく少数の上位者の所得や税額について比較するため、上位からの割合とした。

¹⁶ 具体的には、総務省「全国家計構造調査」による所得階級別の有価証券保有世帯比率をもとに所得階級別の金融所得の申告割合を推計した。その上で、同じ所得階級であれば申告した者と申告していない者が有する金融所得の平均額が等しいものと仮定し、所得階級別の申告されていない分も含めた金融所得を推計した。

所得別の税負担率（国税分）の国際比較

日米英独の所得別の国税分の税負担率（所得に占める税額の割合）の推移につき比較したものが図表4である。横軸は1目盛右に進むごとに上位10%、上位1%、上位0.1%と、上位からの割合が10分の1になる対数目盛を用いた。

図表4 主要国における上位所得者の税負担率の推移(国税分)



(注) 日米は2019年、英独は2017年の統計。英国は個人所得への地方税がない。
(出所) 各国税務統計をもとに大和総研推計

図表4を見ると、どの国においても、所得上位0.1%程度までは所得上位になればなるほど税負担率が上昇するものの、所得上位0.1%程度で税負担率はピークに達し、以後は所得上位になればなるほど税負担率が低下する現象が確認できる。これは、日米英独いずれにおいても、通常の所得（給与所得や事業所得など）に対する最高税率よりも金融所得に対する最高税率が低く設定されており、高所得になればなるほど所得に占める金融所得の割合が高くなる構図が同じであるからだ¹⁷。

世界中ほとんどの国が金融所得に対する最高税率を通常の所得より低く、あるいはゼロに設定しているのは、金融所得が通常の所得と比べて所得を得る場所を選択しやすい「足の速い所得」であるためである。資産（資産家）の海外流出を防ぐためには、どの国も他国の金融所得の税率を意識せざるを得ない。一定の閾値を超えると所得が高い者ほど税負担率が低くなる現象は確かに垂直的公平性の観点からは不公平だといえるが、それは全世界的な課題であり、一国だけでできることには限界がある。

日本においては、極めて少数の最上位所得者につき所得階級を刻んで統計を集計・公表しているため、上位0.1%より上の所得者において、上位0.01%、上位0.001%（1/10万）、上位

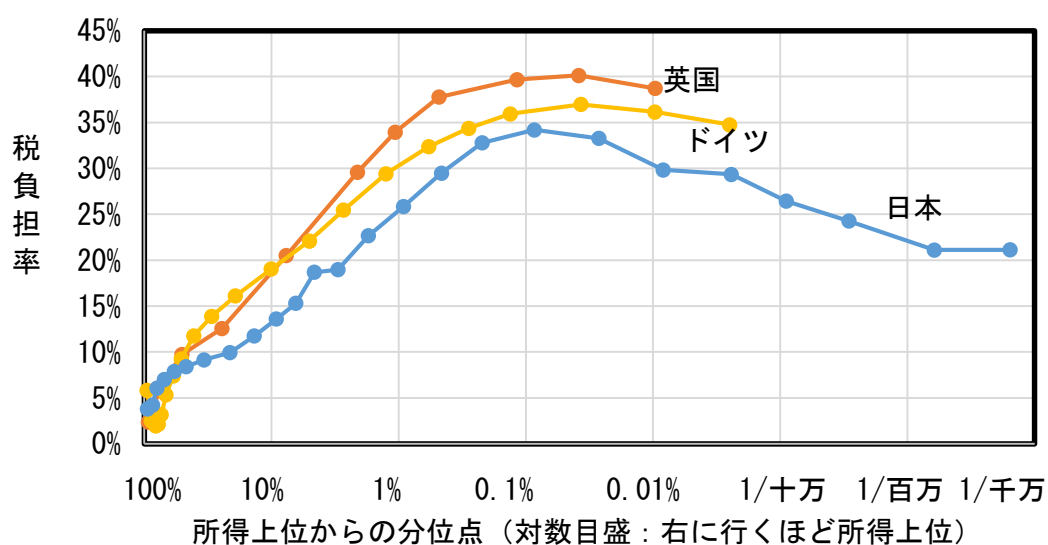
¹⁷ 日本に限らず、他国においても、不動産の譲渡所得の税率が低いこと、および高所得になればなるほど所得に占める不動産譲渡所得の割合が高くなるということも、所得上位0.1%以上において税負担率が低下する要因になり得る。ただし、不動産税制は各国とも複雑であり比較可能な統計も限られることから、本レポートでは金融所得にフォーカスした分析に留めた。

0.0001%（1/百万）と、より上位になればなるほど税負担率が顕著に下がる傾向を確認することができる。他の主要国においてはこれほど細かい統計は公表されていないが、もし集計したならば同様の傾向を示すものと推測される。

所得別の税負担率（国+地方）の国際比較

図表4の各国の税負担率のピーク（グラフの山の高さ）は、各国所得税の国と地方の財源配分のあり方に大きく依存する。日米英独を単純比較すると英国が最もピークの税負担率が高いが、英国では個人所得に対する課税は全て国税が担い地方税が課されていない。一方、4カ国で税負担率のピークが最も低いドイツは、個人所得に対する課税の地方税分の配分率が高い（国税42.5%、州税42.5%、市町村税5%）。この点を考慮し、地方税分も合わせた税負担率を比較したものが図表5である（米国は地方税分のデータが得られなかったため掲載していない）。

図表5 主要国における上位所得者の税負担率の推移（国税+地方税）



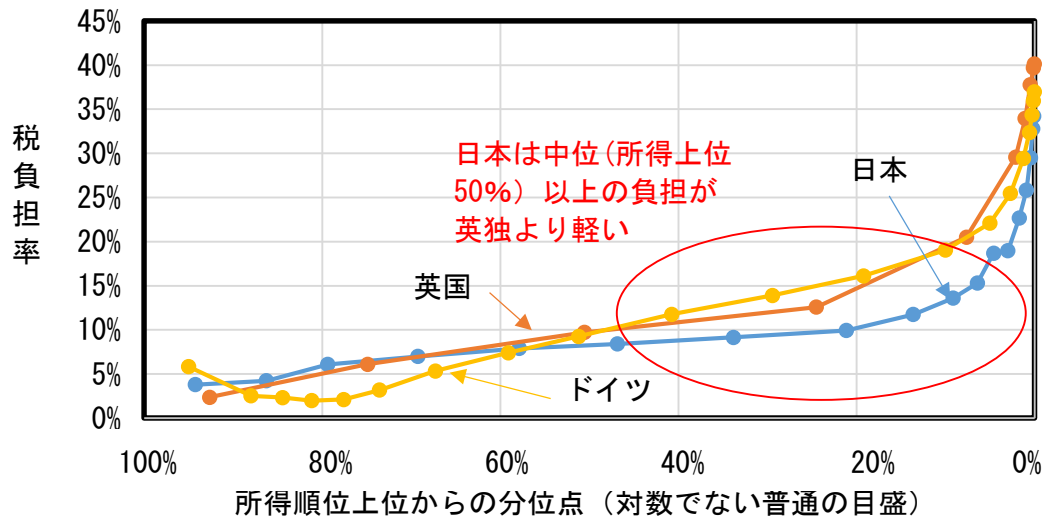
（注）日本は2019年、英独は2017年の統計。英国は個人所得への地方税がない。

（出所）各国税務統計をもとに大和総研試算

図表5で日英独3国の国税+地方税の税負担率の推移を見ると、日本の「山の高さ」（ピークの税負担率）は英独よりやや低い水準であるが極端な差とはいえないことが分かる。

なお、これまで極端に所得が高い者がどの程度の税を負担しているのかを分析するため対数グラフで税負担率の推移を見てきたが、図表4や図表5のグラフの右端にいる人は数人や数十人にすぎず、これらの者の1人あたりの所得や税額が多いことを考慮してもなお、国全体の所得や税額に占める割合はごく僅かにすぎない。所得の上位から下位までの100%を単純に5等分して目盛を取った（対数でない）普通のグラフを示すと次の図表6の通りとなる。

図表6 主要国における上位所得者の税負担率の推移(国税+地方税:普通が目盛)



(注) 日本は2019年、英独は2017年の統計。英国は個人所得への地方税がない。
各国とも税負担率がピークに達するまでの部分をプロットした。
(出所) 各国税務統計をもとに大和総研試算

図表6を見ると日本は、所得の下位から20%まで(上位80%より下)の税負担率は英独よりやや高い水準にあるが、所得の下位から30%~40%程度(上位70%~60%程度)の地点で逆転し、中位(所得上位50%)以上の税負担率は英独よりやや低いことが分かる。

3. 高所得者の所得シェアと税額シェアの国際比較

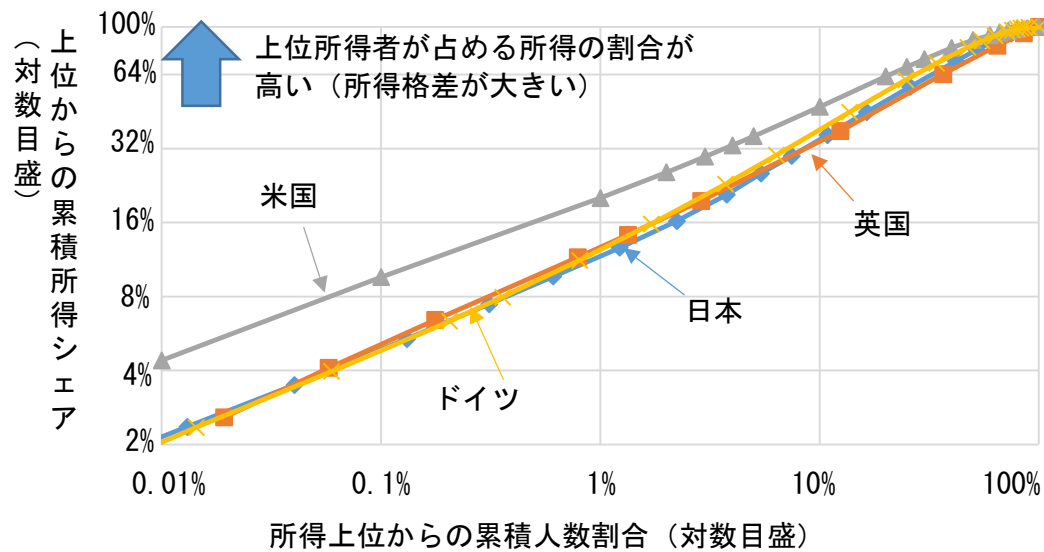
高所得者の所得シェアの国際比較

そもそも、高所得者は国全体の所得のうちどの程度のシェアを占めているのだろうか。

図表7は日米英独4カ国における所得上位者が占める所得のシェアを比較したものである。グラフの横軸は、所得上位からの累積人数割合で、上位0.01%、上位0.1%、上位1%と、1目盛右にいくごとに人数(割合)が10倍になるように対数目盛を取っている。グラフの縦軸は、所得上位からの累積税額シェアで、2%、4%、8%と1目盛上にいくごとに所得(シェア)が2倍になるように対数目盛を取っている。

図表7を見ると、日英独のグラフはほぼ重なり、その上に米国のグラフがある。所得上位0.01%までの者の所得シェアは日英独では2%程度だが、米国ではその約2倍の4%程度だ。右にいくと日英独と米国の差は徐々に詰まっていくが、所得上位10%までの者が占める所得シェアも日英独の3割強に対し米国は5割弱となっている。このグラフから、米国は所得格差が大きく、日英独は米国よりは低い水準で同程度ということが分かる。

図表7 主要国における上位所得者の所得シェア



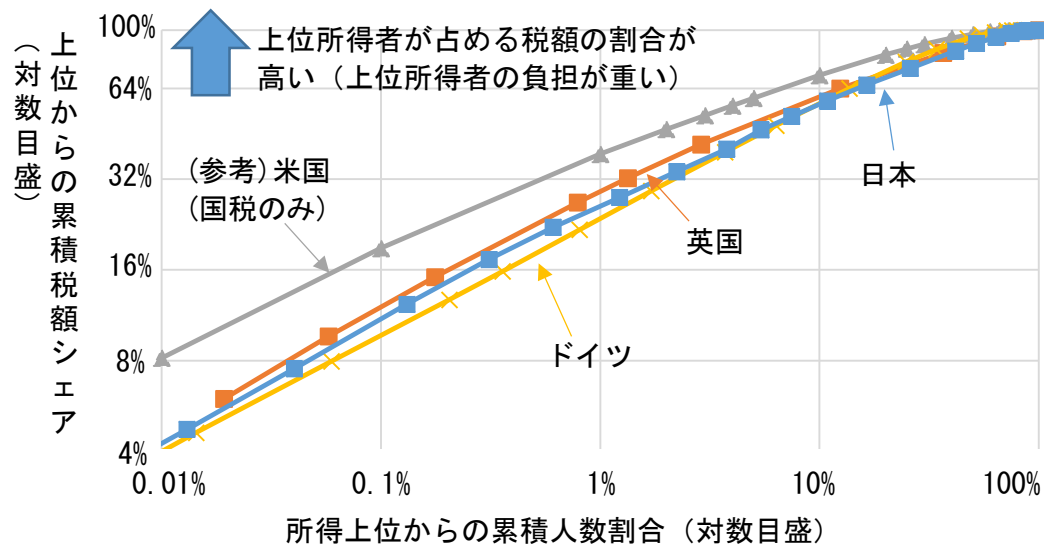
(注) 日米は2019年、英独は2017年の統計。

(出所) 各国税務統計をもとに大和総研試算

高所得者の税額シェアの国際比較

国内の所得の分布状況が同程度であれば、所得上位者の税負担率のほかにも、所得上位者が国全体の所得税額のうちどの程度を負担しているのかという尺度でも、税の垂直的公平性の程度を検討することができる。

図表8 主要国における上位所得者の所得税額シェア（国税+地方税）



(注) 日米は2019年、英独は2017年の統計。英国は個人所得への地方税がない。

(出所) 各国税務統計をもとに大和総研試算

図表8は国内の所得の分布状況が同程度の日英独3カ国における所得上位者の税額のシェアを比較したものである（米国は所得の分布状況が大きく異なり、かつ地方税統計が得られず国税のみのグラフを載せているが、参考値とされたい）。図表7と同様に、横軸は1目盛10倍、

縦軸は1目盛2倍の対数目盛を取っている。

図表8を見ると、日本の上位所得者の税額シェアは上位0.01%程度から上位10%程度までは、ドイツと英国の間に収まっていることが分かる。

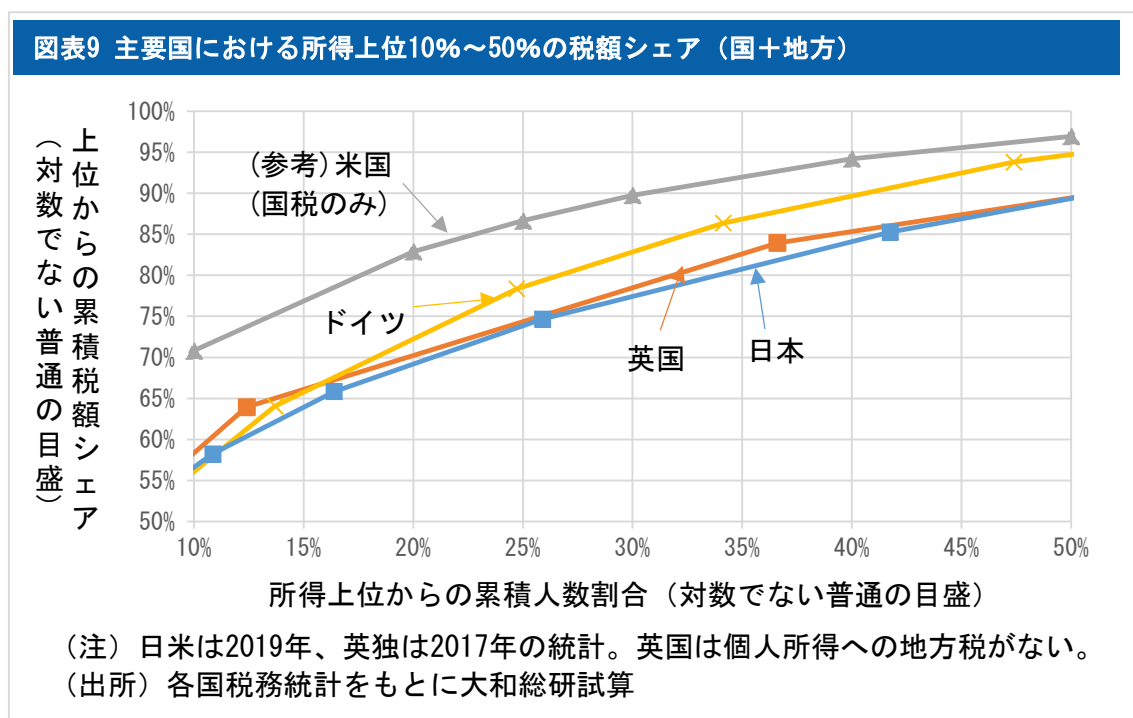
前掲図表5で見た税負担率では日本の所得上位0.01%~10%程度の高所得層における税負担率は英独よりやや低いですが、所得上位0.01%~10%程度の者が負担する所得税額全体に対するシェアで見ると英独と大差はない。

日英独のいずれも、高所得者ほど所得に占める金融所得の割合の割合が高くなり、通常の所得より金融所得の税率が低いため、所得上位0.1%程度から税負担率が下がり始める。しかし、税負担率が下がっているその上位0.1%程度までの者が負担している所得税額の全体に対するシェアは日英独で同程度である。

所得上位0.1%程度から税負担率が下がり始める現象は確かに不公平かもしれないが、その不公平の程度は日英独で同程度であり日本だけが突出しているわけではない。英独との相対比較からは、日本の金融所得課税のあり方が税負担の垂直的公平性に大きな問題を及ぼしているわけではないことが分かる。

上位中間層が負担する税額シェア

前掲図表6より、日本の中位（所得上位50%）以上の税負担率は英独よりやや低いことが分かっている。図表8のうち所得上位累積10%から50%までの部分につき、（対数でない）普通の日盛で中間上位層が負担する税額シェアのグラフを示すと、次の図表9のようになる。



日本は所得上位10%までの者が負担する税額のシェアは英独の中間にあるが、所得上位

20%までや所得上位 40%までの者が負担する税額シェアでは英独より若干低い水準となっている（所得上位 50%以後は、再び英独の中間に収まる）。

前掲図表 6 と合わせて日本の所得税の累進構造の特徴を述べると、最上位 0.1%程度の者の税負担が特に少ないというよりは、むしろ、中位よりやや上の上位 40%程度までの者の税負担が全般的にやや少ないことが特徴といえる。

おわりに

本レポートでは、自由民主党・公明党の「令和 4 年度税制改正大綱」で掲げられた論点を踏まえ、金融所得課税を含む所得税の累進構造につき、税務統計をもとに可能な限り尺度を合わせて日米英独の 4 カ国を比較し、税負担の垂直的公平性について検討した。

日米英独の 4 カ国のいずれも、上位 0.1%程度までは所得が多い者ほど税負担率が上昇するが、それを超えると、所得が多い者ほど税負担率が低下する現象（日本でいう「1 億円の壁」に相当する現象）は生じている。これは、いずれの国も、通常の所得（給与所得や事業所得など）よりも金融所得の最高税率が低い税制で、かつ、高所得者ほど所得に占める金融所得の割合が高いために生じているものだ。一定の閾値を超えると所得が高い者ほど税負担率が低くなる現象は確かに垂直的公平性の観点からは不公平だといえるが、それは全世界的な課題であり、一国だけでできることには限界がある。

国内の所得格差が同程度の日英独を比較すると上位 0.1%程度の者（税負担率が低下している者）が負担している所得税額の国全体に対する税額のシェアは同程度だ。所得上位 0.1%程度から税負担率が下がり始める現象は確かに不公平かもしれないが、その不公平の程度は日英独で同程度であり日本だけが突出しているわけではない。英独との相対比較からは、日本の金融所得課税のあり方が税負担の垂直的公平性に大きな問題を及ぼしているわけではないことが分かる。

英独と比較した日本の所得税の累進構造の特徴としては、むしろ上位 40%程度までの者の税負担が全般的にやや少ないことが特徴として挙げられる。税負担の垂直的公平性を高める観点では、上位 0.1%程度に影響を及ぼす金融所得課税のあり方を見直すよりも、むしろ、上位 40%程度までの者の税負担の水準を見直すことの方が、日本の税制改革の優先的課題といえるだろう。

上位 40%程度までの者の税負担の水準を幅広く見直す手段の例としては、所得控除改革を進めることが挙げられる。政府税制調査会は、2015 年に所得税の再分配機能を回復させるために「所得控除方式を採用している諸控除を見直し、税負担の累進性を高めることを通じて、低所得層の負担軽減を図っていくことを中心に検討すべき」¹⁸と指摘し、これに基づき、近年の税制改正では配偶者控除や基礎控除の見直しなどが行われてきた。だが、これらの控除の見直し

¹⁸ 税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」（平成 27 年 11 月 13 日）、p. 7

は所得上位 10%かそれ以上の者の控除の廃止・縮減が中心であり、上位中間層（上位 40%程度）を含めた改革には手が着けられていない¹⁹。

今後、政府・与党において、税負担の垂直的公平性を確保する観点から金融所得に対する課税のあり方について検討が行われる際には、個人所得課税全体の中の金融所得課税の位置づけ、および、所得別の税負担率の諸外国との比較なども踏まえた、全体的な検討が行われることを期待したい。

【以上】

¹⁹ 2018 年分の所得税より年間所得 1,000 万円超の者の配偶者控除を縮小・廃止、2020 年分の所得税より年間所得 2,400 万円超の者の基礎控除を縮小・廃止する改正が行われた。